

# 二本松市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月

二 本 松 市

## 目 次

はじめに .....	2
<b>1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 .....</b>	<b>3</b>
(1) 想定される地震の規模、被害の状況 .....	3
(2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定 .....	3
<b>2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 .....</b>	<b>5</b>
(1) 耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針 .....	5
(2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策 .....	5
(3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備 .....	5
(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策 .....	5
(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定 .....	6
<b>3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 .....</b>	<b>7</b>
(1) ハザードマップの作成・公表 .....	7
(2) 相談体制の整備 .....	7
(3) パンフレットの作成とその活用 .....	7
(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導 .....	7
(5) 区長会等との連携 .....	7
<b>4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項 .....</b>	<b>7</b>

## はじめに

近年、全国各地で大規模地震が頻発し多大な被害が発生しています。とりわけ平成7年の「阪神・淡路大震災」では、地震により6,434人の尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の約9割が住宅や建築物の倒壊等によるものでありました。また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げとなり、被害の拡大を招きましたが、このとき倒壊した住宅や建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定に適合しない住宅や建築物でした。

その後も「宮城県北部連続地震」、「新潟県中越地震」、「福岡県西方沖地震」、「石川県能登半島沖地震」など大地震が頻発し、昨年7月に発生した「新潟県中越沖地震」では、現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされています。また、「福岡県西方沖地震」は、大地震の発生の可能性が低いといわれていた地域で発生し、多大な被害をもたらしたことを考慮すれば、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあります。

福島県においては、昭和53年に発生した「宮城県沖地震」で県北地方及び相双地方北部において震度5を記録し、800戸以上の住宅に何らかの被害を受け、また、平成17年8月16日に発生した「宮城県沖を震源とする地震」では、最大震度5強を記録し554棟の住宅で被害を受けました。

今後、本県でも「福島盆地西縁断層地帯地震」、「会津盆地西縁断層地帯地震」、「双葉断層地震」や「福島県沖地震」の発生が想定されており、とりわけ、「福島盆地西縁断層地帯地震」が発生すれば、本市でも甚大な被害の発生が想定され、また、今後発生するものと予想される「宮城県沖地震」においては、前回と同程度かそれ以上の建築物の被害が想定されています。

このような中、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項の規定に基づき、平成19年1月に福島県耐震改修促進計画が策定されました。本市においても、今後発生が予想される大地震等から市民の生命・財産を守るため、長期総合計画に「耐震対策の推進」を位置づけ、同法同条第7項の規定に基づき、住宅や建築物等の耐震化を総合的、かつ、計画的に促進すべく「二本松市耐震改修促進計画」を策定します。

## 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### (1) 想定される地震の規模、被害の状況

平成19年1月に策定された福島県耐震改修促進計画によると、二本松市においては、「福島盆地西縁断層地帯地震」が、大きな影響を及ぼす地震として想定されています。

下表に想定される地震の規模・被害の状況の概要を示します。

想定区分	福島盆地西縁断層地帯
想定地震	M7.0 W=5 km D=10 km
想定震度	最大6強
木造大破棟	11,306棟
非木造破壊棟	497棟
死者(夜/昼)	840人 / 327人
負傷者(夜/昼)	4,323人 / 4,343人
避難者	51,621人

(福島県地域防災計画・震災対策編平成17年度修正より(数値は想定影響地域の総計を示しています。))

### (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

#### ① 住宅

本市の住宅に耐震化の状況は下表のとおり、居住世帯のある住宅約19,632戸のうち、耐震性がある住宅は約11,906戸で耐震化率は60.7%です。

想定される地震による被害想定数を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があります、福島県耐震改修促進計画をふまえ、平成27年度までに住宅の耐震化率を90%とすることを目標とします。

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (平成18年度末)	耐震化率の 目標 (%) (平成27年度末)
		耐震性有③				
木造	7,024	11,386 3,757	18,410	10,781	58.6	—
非木造	740	482 385	1,222	1,125	92.1	—
合計	7,764	11,868 4,142	19,632	11,906	60.7	90.0

※住宅の基礎数値は、旧安達町、旧岩代町及び旧東和町が住宅・土地統計調査対象外(人口15,000人以上が対象)のため、「固定資産の価格等の概要調査報告」の数値を採用した。

※木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

※平成15年度に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき、昭和55年以前の木造住宅のうち33%を耐震性能有とした。

※昭和55年以前の非木造住宅のうち、昭和46年以前のもの耐震性能が無いものと見なした。

## ② 特定建築物

本市には、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号(以下「法」という。))第6条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）が総数117棟存在し、このうち63棟（53.8%）の建築物については耐震性能を有することを確認しており、54棟（46.2%）については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能が無い状況にあります。

また、法第6条第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物が4棟あり、耐震性を有する建築物ではありません。

なお、法6条第3号に規定する地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路（福島県地域防災計画の緊急輸送路に限る。）の通行を妨げ、多数の者の避難を困難とする恐れのある建築物は11棟あり、これらについても耐震性を有する建築物は1棟しかありません。

想定される地震による被害想定数を減少させるためには、減災効果が大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があります。福島県耐震改修促進計画を踏まえ、平成27年度までに特定建築物の耐震化率を90.9%とすることを目標とします。

表1-2 特定建築物の耐震化の現状と目標（単位：棟） （平成19年3月末現在）

区分	昭和56年以降の建築物 ①	昭和55年5月以前の建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (平成18年度末) ⑤/④	耐震化率の 目標 (%) (平成27年度末)
		耐震性有③				
法第6条第1号	52	65 11	117	63	53.8	94.6
法第6条第2号	0	4 0	4	0	0.0	100.0
法第6条第3号	1	10 0	11	1	9.1	100.0
合計	53	79 11	132	64	48.5	90.9

表1-3 特定建築物（用途ごと）の耐震改修目標値 （単位：%、棟）

	現況	目標値	公共建築物		民間建築物	
	(H18年度末)	(H27年度末)	現況	目標値	現況	目標値
特定建築物（法第6条第1号）	53.8	94.6	43.4	98.6	73.2	87.8
防災拠点施設 (庁舎、公益上必要な施設)	87.5	87.5	87.5	87.5	—	—
避難施設 (学校、体育館等)	34.5	100.0	33.3	100.0	100.0	100.0
緊急医療施設 (病院、診療所等)	75.0	100.0	—	—	75.0	100.0
不特定多数が利用する施設 (ホテル・旅館、遊技場、銀行等)	75.0	90.0	50.0	100.0	81.3	87.5
多数が利用する施設 (賃貸住宅【共同】、事務所等)	66.7	88.9	71.4	100.0	65.0	85.0

※ 市が所有管理する学校及び体育館施設の耐震化については、避難施設確保の観点から、平成27年度末までに100%を目標値とする。

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### (1) 耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

市は、耐震改修の実施に阻害要因となっている問題を解決していくため、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築などを基本的な取り組み方針とします。

### (2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

市は、市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について積極的に普及啓発に取り組むとともに、建物の所有者等が耐震診断及び耐震改修に取り組む際に負担軽減となる制度を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進を図っていきます。

### (3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

#### ① 適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の2名以上）、報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

#### ② 市民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等を、市の広報誌及びホームページ等に定期的に掲載し、市民の防災意識の向上に努めます。また、区長会議など、市が主催する各種会議等で積極的な広報に努めます。

#### ③ 耐震診断・改修の技術力の向上

市内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力の向上を図るため、福島県が実施する講習会等への積極的な参加を促します。

### (4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

#### ① 事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震、昨年7月に発生した新潟中越沖地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、看板や外壁タイルの落下防止対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、市では県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう引き続き指導をしていきます。

#### ② 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、市は判定実施本部等を設置し、県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受入を行い、迅速な応急危険度判定を実施できる体制を執るなど必要な措置を講じます。また、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備について検討します。さらには、被災建築物復旧のための相談を総合的に受けられるよう、その体制整備について検討します。

(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

① 優先的に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・ 地震が発生した場合において、災害応急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物。
- ・ 耐震改修促進法に規程する特定建築物
- ・ 木造住宅

② 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、福島県地域防災計画で指定されている緊急輸送路等の沿道及び、二本松市地域防災計画第2編第1部第4章第1節、第5章に定める避難場所、避難所、避難路とします。

なお、耐震診断については、市全域とします。

○ 地域防災計画で指定されている緊急輸送路線

種 別	路線名等	区 間	備 考	
緊急輸送路	県指定路線	国道4号	全線	第1次確保路線
		東北自動車道	全線	
		国道349号	全線	第2次確保路線
		国道459号	全線	
		県道二本松・安達線	国道4号～須賀川・二本松線	
		県道須賀川・二本松線	二本松安達線～国道459号	
		県道福島・安達線	国道4号～安達停車場線	
		金色区画街路25号線	国道459号～二本松安達線	
		主要地方道原町・二本松線	国道349号～消防署東和出張所	第3次確保路線
	市指定路線	主要地方道原町・二本松線	国道349号～国道4号	
		県道二本松・川俣線	国道4号～木幡住民センター	
		県道木幡・飯野線	原町・二本松線～二本松・川俣線	
		県道安達太良山線	二本松・安達線～スーパー鎌倉屋前	
		市道二伊滝・表線	安達太良山線～城山ランド	
		市道福岡・大窪線	全線	
		市道大窪・新田町線	福岡・大窪線～安達ランド	
市道岳保養基地線	全線			

○ 避難場所、避難所及び避難路

種 別	施設名等	備 考
避難場所等	避難場所	二本松市地域防災計画第2編第1部第4章第1節の2に定める場所
	避難所	二本松市地域防災計画第2編第1部第4章第1節の5に定める施設
	避難路	二本松市地域防災計画第2編第1部第4章第1節の7により選定される路線

### 3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

#### (1) ハザードマップの作成・公表

市では、2の(5)①優先的に着手すべき建築物、②重点的に耐震化すべき区域に掲げた建築物、緊急輸送路線、避難場所、避難所、避難路等を記載した地図を作成し、公表に努めます。また、福島県の支援と協力により、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(地震ハザードマップ)の作成を検討します。

#### (2) 相談体制の整備

建築物所有者等からの耐震診断及び耐震改修の相談や、耐震診断の申込窓口を建設部建築住宅課とし、福島県の指導、協力のもと相談体制の整備に努めます。

また、各種補助事業や耐震改修促進税制等の申請を、各担当窓口で出来るよう相談体制の充実を図ります。

#### (3) パンフレットの作成とその活用

福島県が作成した「大地震に備えて耐震診断を受けましょう」(福島県住宅耐震診断促進事業の概要紹介)や、今後作成が予定されるパンフレットを活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。また、建築物防災週間や違反建築物防止週間等の機会を捉え、集中的な普及啓発を図ります。

#### (4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導

耐震改修が進まない大きな理由としては、耐震改修に要する相当な費用負担が上げられますが、リフォームとあわせて耐震改修を行うことは、効率的であり負担軽減を図れることから、リフォームの相談窓口において、その有効性について積極的に情報を提供し誘導していくとともに、建築士や建設業者とも連携を図りながらリフォームに合わせた耐震改修への誘導に努めます。

#### (5) 区長会等との連携

地震等による災害に関する防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は、地域の皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。また、一人暮らし高齢者や障害者等、災害弱者になりやすい世帯の把握は地域の協力を得なければ難しく、区長会等地域と行政との連携も重要です。

市は、各地域での防災講習会や行政区内における地震発生時の危険箇所等の点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに、災害弱者となりやすい世帯等の把握に努めます。

### 4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

本計画は、原則として5年ごとに、また社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案しながら、見直しを実施することとします。

なお、耐震改修促進計画を策定するにあたり、必要な事項は別途定めます。